

# 地域主権戦略大綱（仮称）骨子案（試案）

## （目次イメージ）

### I. 地域主権改革の全体像

#### i) 「地域主権改革」の理念と定義

（地域主権改革の意義）

（地域主権改革の理念と定義）

#### ii) 地域主権改革が目指す「この国のかたち」

（社会経済情勢の変化への対応）

（地域主権改革が目指す「この国のかたち」）

（住民による選択と責任）

#### iii) 地域主権改革の工程

（地域主権戦略大綱）

（地域主権改革の主な課題）

### II. 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（第2次分）

### III. 基礎自治体への権限移譲

### IV. ひも付き補助金の一括交付金化の基本的な考え方

### V. 国の出先機関の抜本的な改革の基本的な考え方

### VI. 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

### VII. 地域主権改革のその他の課題

地域主権戦略会議の法制化

国と地方の協議の場の法制化

自治体間連携

地方税財源の充実確保

直轄事業負担金の廃止

緑の分権改革の推進

（別紙1）地域主権改革の工程表（原口プラン改訂版）

（別紙2）義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次分）

（別紙3）基礎自治体への権限移譲の具体的措置

## 地域主権戦略大綱（仮称）骨子案（試案）

## （Ⅰの構成イメージ）

## Ⅰ. 地域主権改革の全体像

## i) 「地域主権改革」の理念と定義

（地域主権改革の意義）

- 地域主権改革は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題
- 明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換
- 国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へ根本的に転換
- 地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくもの
- 地方自治体のための改革ではなく、国民のための改革であり、国民の生活が自立するという前提での施策を的確に打っていく仕組みをつくるもの

（地域主権改革の理念と定義）

- 「地域主権」とは、日本国憲法を前提としつつ、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める、活気に満ちた地域社会をつくるための改革の根底をなす理念として掲げているもの
- 国民主権の原理の下、主権者たる国民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという理念
- 日本国憲法第92条に規定される「地方自治の本旨」や国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づいて「国民主権」の内容を更に豊かにするもの
- こうした理念を指針として、実際に国と地方の関係に関する諸制度や仕組みを見直すに当たっては、具体的な改革の取組方針を明らかにする必要
- このため、法令上「地域主権改革」という用語を「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義

## ii) 地域主権改革が目指す「この国のかたち」

(社会経済情勢の変化への対応)

- 我が国は、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での資源制約等の課題に直面。これらに適切に対応するためにも、地域主権改革を断行することにより、この国のかたちを新たなものとする変革を進める必要

(地域主権改革が目指す「この国のかたち」)

- 地域主権改革は、国民や住民の現在、未来の生活の決定権を、結果責任を負う国民や住民自身が有するようにする、民主主義そのものの改革
- 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、国と地方が協働してつくっていく。
- 国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づく。
- その中でも特に住民により身近な基礎自治体を重視
- 国と地方自治体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方自治体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。
- 「依存と分配」の政治から「自立と創造」の政治に転換。トリクルダウン理論に基づく考え方からファウンテン理論に基づく考え方に転換
- 国は、先に記したような社会経済情勢の変化に適切に対応していくためにも、国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方自治体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

(住民による選択と責任)

- 「地域主権改革」は、主権者たる国民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」
- 地域主権改革を進めれば、自ずと地方自治体間で行政サービスに差異が生じるものであり、首長や議会を選ぶ住民の判断と責任は重大。改革の進展に伴い、住民、首長、議会の在り方とその責任も変わっていくし、変わっていかなければならない。

### iii) 地域主権改革の工程

#### (地域主権戦略大綱)

- 地域主権改革について、今後2～3年を見据えた諸課題に関する取組方針や今後の工程を示し、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進することが目的
- 地域主権戦略大綱に基づき、地域主権改革の取組を進め、国と地方自治体が適切に役割を分担するとともに、地方自治体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。
- 本大綱で示された今後の工程に関して、更に前倒して改革を具体化できるものについては、その都度柔軟に前倒して実施

#### (地域主権改革の主な課題)

- 地域主権戦略会議では、行政分野横断的な取組として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化、国の出先機関の抜本的な改革の4つの課題を中心に議論し、推進している。
  - ・ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
    - ： 国の法令により義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めないものを見直して、地方自治体の条例制定権を拡大し、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するもの
  - ・ 基礎自治体への権限移譲
    - ： 都道府県から、住民により身近な基礎自治体に事務・権限を移譲していくことにより、基礎自治体がより自主的かつ総合的な行政主体としての役割を担えるようにするもの
  - ・ ひも付き補助金の一括交付金化
    - ： 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にすることにより、財政的な観点から地方自治体の自由度を拡大するもの
  - ・ 国の出先機関の抜本的な改革
    - ： 国の出先機関の事務・権限の地方自治体への移譲等を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするもの
- 地域主権改革の取組を踏まえ、「地域主権改革の工程表」に沿って、地方政府基本法の制定に向け、地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省に設置された地方行財政検討会議において議論を進めている。検討の結果、得られた成案については、地方自治法改正案として取りまとめ、順次、国会へ提出していく。

II. 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（第2次分）

III. 基礎自治体への権限移譲

IV. ひも付き補助金の一括交付金化の基本的な考え方

V. 国の出先機関の抜本的な改革の基本的な考え方

VI. 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

VII. 地域主権改革のその他の課題

地域主権戦略会議の法制化

国と地方の協議の場

自治体間連携

地方税財源の充実確保

直轄事業負担金の廃止

緑の分権改革の推進

（別紙1）地域主権改革の工程表（原口プラン改訂版）

（別紙2）義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置

（第2次分）

（別紙3）基礎自治体への権限移譲の具体的措置